

2026 年 7 月 22 日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 関 隆史



トヨタ車体健康保険組合の規約変更について

組合の規約変更を健康保険法施行令第7条第4項の規定により理事長専決とし、東海北陸厚生局へ届出書を提出したところ、2026年6月8日に受領され、2026年7月8日の組合会において議決・承認を得ましたので公告します。
詳細は別紙の新旧条文対照表のとおりです。

記

変更後の施行日	2026年7月1日
変更条文	別紙 新旧条文対照表参照
変更内容	別紙 新旧条文対照表参照

以上

規 程 新 旧 条 文 対 照 表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設立事業所の名称及び所在地） 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 トヨタ車体株式会社 愛知県刈谷市 （省略） ライフクリエイション株式会社 愛知県豊田市 （削る） （省略）	（設立事業所の名称及び所在地） 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 トヨタ車体株式会社 愛知県刈谷市 （省略） ライフクリエイション株式会社 愛知県豊田市 株式会社ライフサポート 愛知県安城市 （省略）

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、2026年7月1日から施行する。